

# 仕様書

## 1. 件名

AED（自動体外式除細動器）賃貸借契約

## 2. 数量及び設置場所

### （1）数量

8台

### （2）設置場所

奈良市西部生涯スポーツセンターほか7施設（明細は別表参照）

## 3. 契約期間・納入期限・契約満了後の物件の処理

### （1）契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### （2）納入期限

令和8年3月31日までに全施設に納入を完了すること。

納入に際しては使用できる状態に調整し、発生したゴミ等に関しては受注者が処理・清掃を行うこと。

### （3）契約満了後の物件の処理

期間満了後の物件は速やかに回収の処理を行うこと。その際の費用については受注者の負担とする。

## 4. 規格

### （1）AED本体

- ・厚生労働省の薬機法に基づく医療機器の承認を得ていること。
- ・JRC 蘇生ガイドライン 2020 に対応していること。
- ・製造中のモデルで新品であること。
- ・直射日光、風雨の直接当たらない軒下などにおける屋外設置に耐えうる機器であること。  
※設置場所の詳細については各設置施設と協議し決定すること
- ・内部回路、波形出力システム、パッド、バッテリー容量のセルフテストを毎日もしくは毎週行う機種であること。
- ・液晶画面にて、AED 使用方法を表示可能であること。
- ・機械に不具合が生じた際は、不具合の発生を確認できること。

## (2) 付属品

- ・納品する物品に関しては、全て新品に限る
- ・1台あたりの付属品については、次のとおりとする。
- ・電極パッド…小学生～大人用2セット（全施設）
- ・バッテリー…1セット
- ・救急セット…1セット
- ・キャリングケース…1個
- ・収納ボックス（床置き型）…1個  
参考規格は別紙「収納ボックス参考規格」のとおり
- ・取扱説明書（日本語版）…1式
- ・AED設置場所ステッカー…1組

## 5. 賃貸借の方法

保守点検付きの賃貸借とする。

## 6. 保守点検の内容

### (1) 定期点検…年1回

本体は正常な状態で使用できるよう毎年設置施設を訪問し、その状態を確認すること。確認後、必要な措置を講じること。

### (2) 消耗品の交換

電極パッド、バッテリー等の消耗品費については、使用期限切れによる定期交換及び適切な方法で使用があった際の交換を行うこと。

### (3) 機器の故障・リコール

セルフチェックにより異常が発見された場合の連絡先を明確にし、連絡を受けた際には速やかに現地に向かい必要な措置を講じること。ただし、この訪問については（1）に示す定期点検の訪問とは認めない。

また、機器の故障・リコール等により機器の使用に支障が生じる場合は、代替機器を提供する等、速やかに対応すること。

### (4) 保守点検の報告

上記の保守点検について、書面による報告を行うこと。

## 7. 保険

AEDの保全のため動産総合保険または同等以上の保険に加入すること。

## 8. 賃貸借料に含まれる費用

- (1) 本体及び付属品
- (2) 保守点検にかかる費用

(3) 動産総合保険等にかかる費用

(4) 搬出入にかかる費用

9. 使用方法等の説明

納入後、速やかに施設の職員に対し、使用方法等の説明を行うこと。

10. 法令等の遵守

業務履行にあたり、関係法令や通知等を遵守すること。

11. 代金の請求等

月締め精算とし、支払は毎月の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

12. その他

(1) 連絡先窓口、担当者等を明確にし、使用方法等の照会について速やかに対応すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項または契約締結後疑義が生じた場合は、発注者受注者双方で誠意をもって協議の上定めるものとする。ただし、協議事項についてはその都度覚書を作成し交換するものとする。

別紙

AED設置場所

	設置場所	住所
1	西部生涯スポーツセンター	奈良市中町4860
2	青少年野外活動センター	奈良市阪原町25番地の1
3	ならやまコミュニティスポーツ会館	奈良市朱雀二丁目12番地
4	高の原コミュニティスポーツ会館	奈良市神功三丁目6番地
5	中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
6	鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
7	東市コミュニティスポーツ会館	奈良市古市町265番地の1
8	鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号

AED 収納ボックス（床置きタイプ）規格

1. 高さ780mm×幅350mm×奥行200mm程度とする。  
（下図参照）
2. 床面に重りを設置するなど、転倒防止の措置がなされていること。ただし、屋外設置の場合は床面にアンカーで固定すること。
2. 警報機付であること。
3. 収納ボックスを開けずに AED 本体の点検インジケータが見える窓がついていること。
4. AED が設置されている旨の表示があること。

